

# 短時間雇用創出プロジェクト

## ～就労継続支援B型事業所の継続利用について～

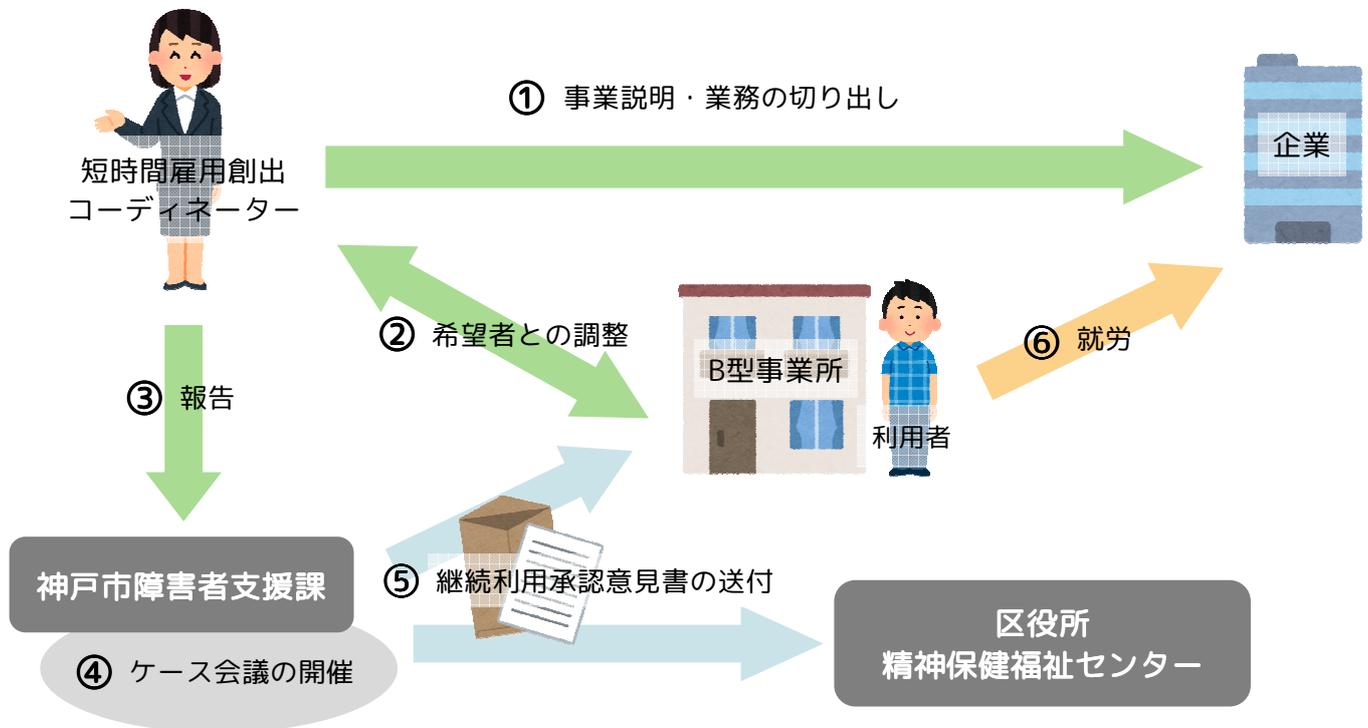
より多くの障害者が「しごと」に就けるよう、平成29年度より神戸市が推進する「短時間雇用創出プロジェクト」を活用して一般就労に移行する場合、一定の要件のもと、就労継続支援B型事業所の継続利用が認められます。

### 継続利用の要件

※以下の1から4の要件を全て満たす必要があります

1. 就労開始以前より、就労継続支援B型事業所を利用していること
2. 短時間雇用創出コーディネーターの支援により、短時間雇用に至ったこと
3. 週15時間未満の就労時間であること
4. 就労していない時間帯について、就労継続支援B型事業所での支援が必要と認められること

### 継続利用での短時間雇用のフロー図



### ご注意ください

- 継続利用にあたり、「継続利用承認」の手続きをあらかじめ行っておく必要があります。  
※上記フロー図の③～⑤の部分です。受給者証更新の際も同様です。
- このため、就労希望者がいる場合、なるべく早い段階で「短時間雇用創出コーディネーター」までご相談ください。
- 就労にあたっては、必ず短時間雇用創出コーディネーターから企業に事業説明を行います。事業所単独で企業と雇用調整を進めた場合、要件を満たさず継続利用が認められない可能性があります。

### 短時間雇用創出コーディネーターまでご相談ください

しごとサポート西部（西部地域障害者就労推進センター）

〒655-0893 神戸市垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階

TEL：078-708-2861 FAX：078-704-4040

E-mail：seibu-suishin@sfsuisei.org

